

# 香川県公共工事等の入札及び契約に関する情報の公表に関する要綱

平成16年 3 月30日  
告示第210号

|    |                      |                      |
|----|----------------------|----------------------|
| 改正 | 平成20年 8 月 1 日告示第341号 | 平成30年 3 月30日告示第100号  |
|    | 平成31年 3 月29日告示第114号  | 令和 2 年 3 月31日告示第107号 |
|    | 令和 3 年 3 月30日告示第163号 | 令和 5 年 3 月28日告示第94号  |
|    | 令和 6 年12月 3 日告示第234号 | 令和 7 年 3 月31日告示第90号  |

香川県公共工事等の入札及び契約に関する情報の公表に関する要綱を次のように定める。

香川県公共工事等の入札及び契約に関する情報の公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共工事（県が発注する建設工事をいう。以下同じ。）及び公共工事の施行に伴う測量、調査、設計等の委託業務（以下「委託業務」という。）の入札及び契約に関する情報の公表について必要な事項を定めるものとする。

(公表事項及び公表の方法)

第2条 知事は、次の表の左欄に掲げる公共工事又は委託業務に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる公表事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

| 公共工事又は委託業務                                                   | 公表事項                                                                         |
|--------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 公共工事                                                         | 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「政令」という。）第5条第1項に規定する事項             |
|                                                              | 政令第5条第5項に規定する事項                                                              |
|                                                              | 政令第7条第1項各号に掲げる事項                                                             |
|                                                              | 政令第7条第2項各号に掲げる事項                                                             |
|                                                              | 政令第7条第3項に規定する事項                                                              |
|                                                              | 予定価格（随意契約による場合は、当該予定価格が香川県建設工事執行規則（昭和39年香川県規則第54号）第5条第1項第1号に掲げる金額を超えるものに限る。） |
|                                                              | 最低制限価格、低入札価格調査基準価格及び数値的判断基準                                                  |
| 入札による委託業務                                                    | 発注見通し                                                                        |
|                                                              | 入札結果に関する事項                                                                   |
| 随意契約による委託業務で予定価格が香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）第184条第6号に掲げる金額を超えるもの | 契約の内容に関する事項                                                                  |
|                                                              | 随意契約の相手方の選定理由                                                                |
|                                                              | 予定価格                                                                         |

## 附 則

(施行期日)

- この要綱は、平成16年4月1日から施行する。  
(香川県競争入札結果等の公表に関する要綱の廃止)
- 香川県競争入札結果等の公表に関する要綱（昭和57年香川県告示第387号）は、廃止する。

附 則（平成20年8月1日告示第341号）

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第100号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日告示第114号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日告示第107号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則（令和３年３月３０日告示第 163 号）**

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

**附 則（令和５年３月 28 日告示第 94 号）**

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

**附 則（令和６年 12 月 3 日告示第 234 号）**

この要綱は、令和６年 12 月 3 日から施行する。

**附 則（令和７年３月 31 日告示第 90 号）**

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。